



岡山市卸売市場経営戦略

(中央卸売市場・花き地方卸売市場)

令和4年3月

岡山市市場事業部

ごあいさつ

岡山市中央卸売市場が現在の地に移転開場して、来年で40年となります。この間、少子高齢化による消費や物流形態の多様化等、市場を取り巻く環境は大きく変化してきました。これらの影響による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新投資の増大等により経営環境は年々厳しさを増しています。



このような変化に対応するため、平成24年には開設者及び市場関係者が一体となって、市場の役割や機能強化といった市場運営のあり方を明確にし、市場としての経営戦略を確立するため、10年間の計画「成熟した岡山市中央卸売市場戦略的経営展望」を策定し、市場関係者と連携しながら市場発展に取り組んできました。

令和2年6月には改正卸売市場法の施行に伴い取引規制が大幅に緩和され、集荷力の強化や物流の効率化の可能性が広がったことで、取引の自由度が高まり、市場取引が活性化された一方、流通等の大きな変化への対応など解決すべき課題が多く浮き彫りとなってきました。

こうした新たな課題にも的確に対応するため、令和3年度が見直し時期となる「経営展望」と国から策定を求められている公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を融合し「岡山市卸売市場経営戦略」を策定しました。この戦略は、これまでの経営展望に定められた市場が目指す目標像を引き継ぎ、今後10年間の市場経営を推進するための指針となるものです。

本戦略では「市民の台所」としての中央卸売市場であることを常に念頭に置き、生鮮食料品等の安定供給に努め、さらに中国・四国地方の結節点という立地を活かした県内・県外市場との広域的な市場間連携による食品流通拠点化を図ることで、取扱量の拡大を目指してまいりたいと考えております。

最後となりましたが、今回の戦略の策定にあたり、ご協力いただいたすべての関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

岡山市市場事業管理者 **大杉 誠**



目 次

はじめに

1. 策定の目的	1
2. 計画の期間	1
3. 策定の経緯	1

I. 卸売市場の現状

1. 卸売市場を取り巻く環境の変化	2
-------------------	---

II. 岡山市場の現状

1. 岡山市場の概要	5
2. 各建物の状況	5
3. 立地特性	6
4. 産地としての岡山の地域特性	6
5. 岡山市場の取扱数量及び取扱金額の推移	7
6. 岡山市場の仲卸業者数及び売買参加者数の推移	8
7. 使用料の形態	9

III. 国の動向 ー卸売市場法の改正ー

1. 改正の背景	10
2. 改正のポイント	10
3. 改正の影響	11

IV. 岡山市場が目指す目標像と基本戦略

1. 岡山市場が目指す目標像	12
2. 経営の基本方針及び行動計画	14
3. 行動計画	15

V. 将来の事業環境

1. 取扱数量及び取扱金額の見通し	18
2. 使用料収入の見通し	20
3. 施設の見通し	21
4. 組織の見通し	22

VI. 投資・財政計画

1. 投資・財政計画(収支計画)の説明	23
2. 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	24

VII. 公営企業として市場事業を実施する必要性など

1. 卸売市場の意義、提供するサービス自体の必要性	26
2. 地方公共団体で卸売市場を運営することについて	26
3. 公営企業として市場事業を実施する必要性	26

VIII. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

1. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	27
------------------------------	----

【資料】投資・財政計画	28
-------------------	----

はじめに

1. 策定の目的

現在の岡山市中央卸売市場及び岡山市花き地方卸売市場(以下「当市場」といいます。)は、昭和36年に岡山市中央卸売市場として開設認可を受け、昭和37年から業務を開始しました。昭和58年から現在の地において、青果部、水産物部及び花き部の業務を開始し、生鮮食料品等の安定供給の役割を担ってきました。近年、我が国で進行している少子高齢化や人口減少、あるいは生活スタイルの多様化に伴い、市場における取扱高は次第に減少しており、また、施設については移転開場から39年が経過し、老朽化が進み、建物等に対する補修・修繕の件数は増加しています。

岡山市卸売市場経営戦略(以下「本戦略」といいます。)は、こうした当市場を取り巻く環境の中、岡山市第六次総合計画の後期中期計画(以下「後期中期計画」といいます。)が掲げる「都市づくりの基本目標」や「都市づくりの10の基本方向」との整合を図るとともに、後期中期計画と方向性を同じくするSDGs^{*}達成に向けた行動を推進し、市場事業の安定経営のための方向性(経営戦略)を示し、当市場が将来にわたり継続していくことを目的に策定するものです。

※SDGs: Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、経済や社会、環境等の広範な課題に対して、先進国を含むすべての国々が2030年までに取り組む目標を定めたもので、17のゴールから構成されています。

2. 計画の期間

本戦略の計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、状況に応じ内容を見直します。

3. 策定の経緯

当市場においては、農林水産省が公表した第9次卸売市場整備基本方針に基づき平成24年度から令和3年度までを取組期間とした「戦略的経営展望」を策定し、様々な取り組みを実施してきました。

一方、総務省からは、住民生活に重要なサービスの提供を将来にわたって安定的に継続できるよう、令和2年度を目標に投資計画及び財政計画を含む経営戦略を策定することを要請されました。

こうしたことから、本戦略は、計画期間が令和3年度で終了する「戦略的経営展望」の「市場が目指すべき目標像」を引き継ぎ、新たに推進していくものとして位置づけています。

また、「投資・財政計画(収支計画)」は、公営企業である市場事業の安定経営のため、施設・設備への投資に関するもの及びその財源の見通しを試算し、投資以外の経費も含めた形での収支均衡を図る計画としています。

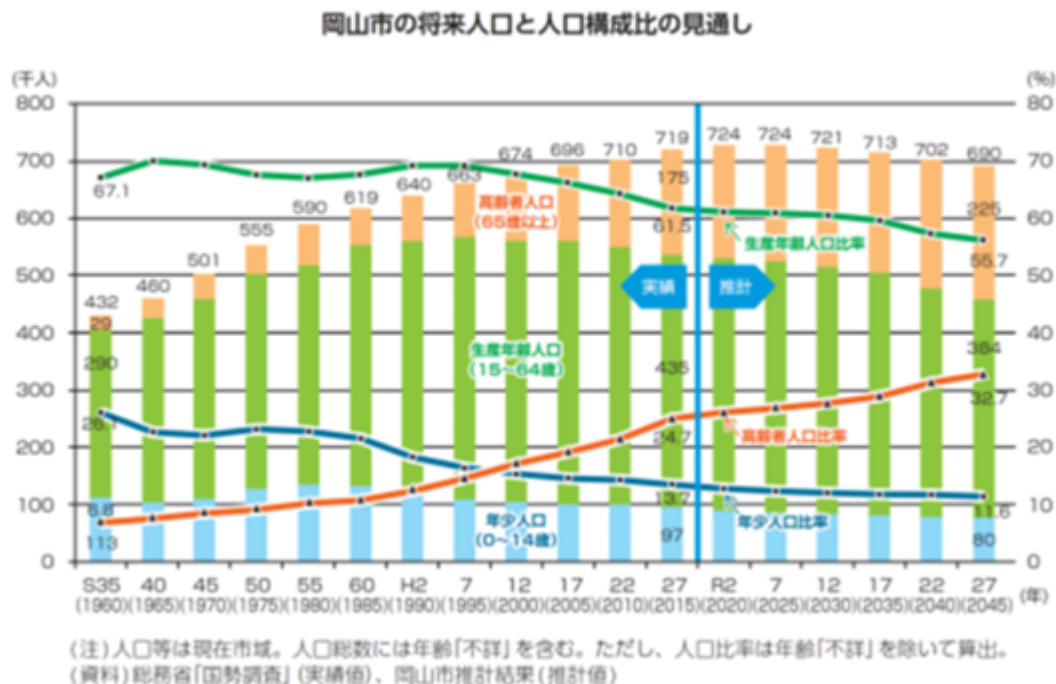
I. 卸売市場の現状

1. 卸売市場を取り巻く環境の変化

(1) 人口動向

我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、令和11年(2029年)に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和35年(2053年)には1億人を割って9,924万人となり、令和47年(2065年)には8,808万人になると推計されています。(内閣府「令和2年度版 高齢社会白書」)

岡山市の将来人口推計は、令和27年(2045年)には、令和2年(2020年)より約3万4千人減少し、69万人となる見込みとされています。(図1)



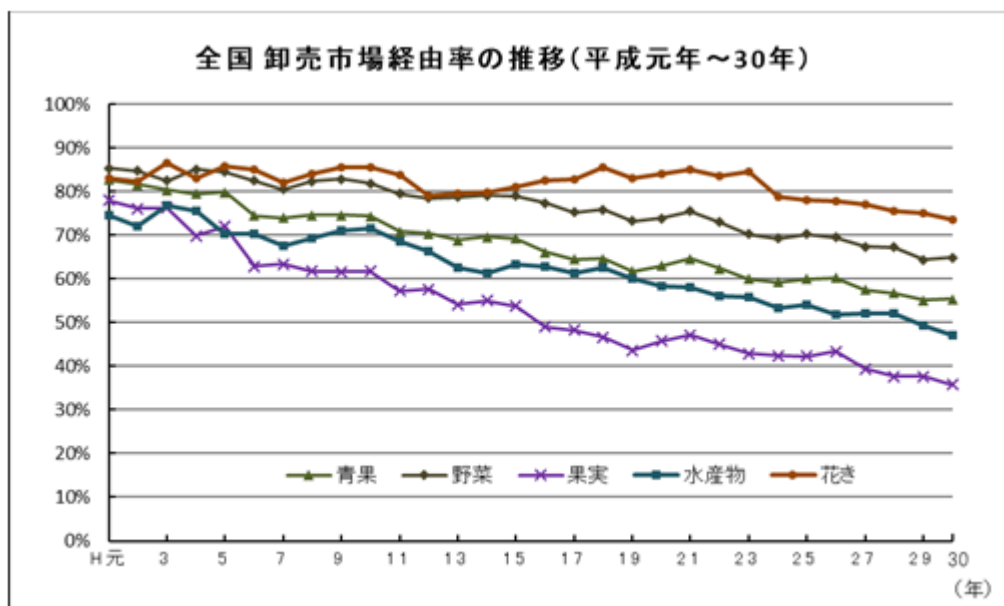
(図1)

(資料:「岡山市第六次総合計画後期中期計画」)

(2) 消費・取引形態の変化

社会情勢が人口減少・高齢化を示す中、食料消費量についても減少が見込まれます。生鮮食料品に加えて外食の減少により、加工食品の割合が増加していくことが予想されます。

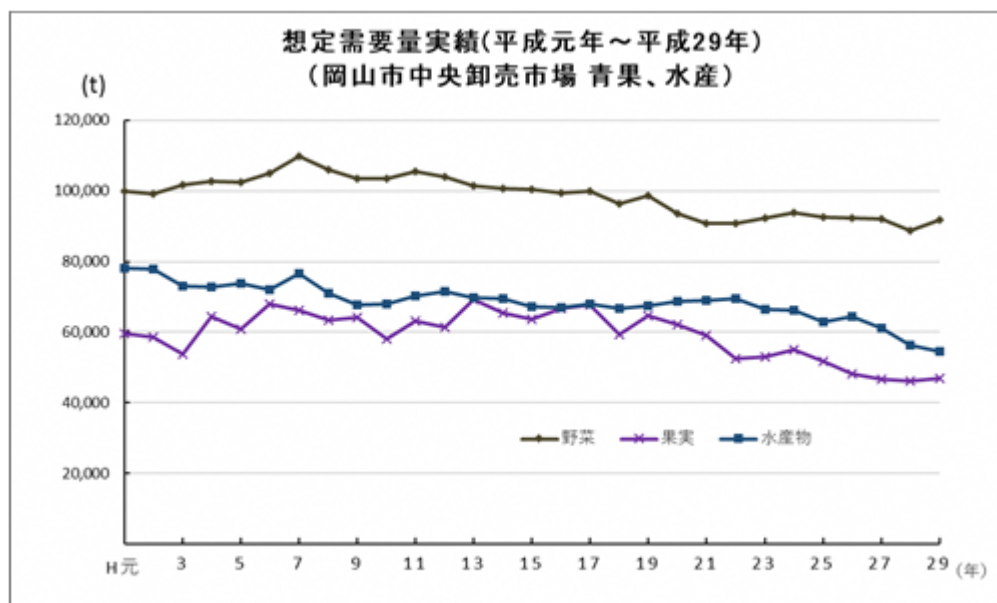
また、市場取引のほか、産地直送取引・契約栽培・インターネット取引や農産物直売所など多様な流通が行われている影響により市場経由率が低下しており、今後もこの動きは拡大していくと予想されます。(図2)



(図2) 「農林水産省 令和2年度卸売市場データ集」から作成

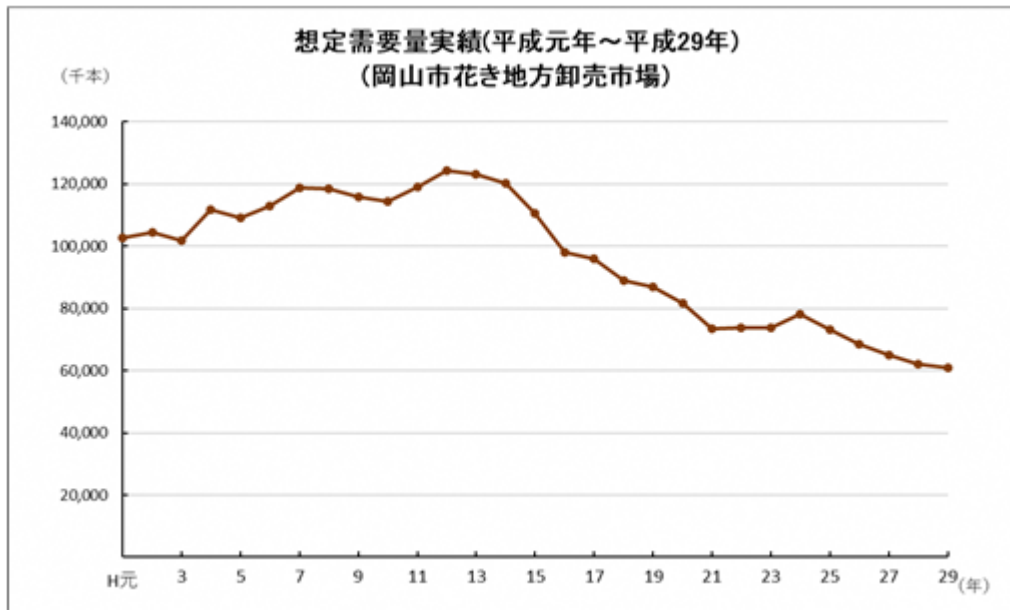
また、流通・物流や品質管理についても社会的制約・要請等により、その環境は大幅に変化し、卸売市場も含めた生鮮食料品等流通工程において確保すべき品質や物流の水準は大幅に高まっています。

今日の卸売市場は市場間の競争のみならず、多種多様な流通・販売網との競争環境のもとにさらされています。一方、岡山市場の想定需要量実績からも依然として卸売市場に対する期待は大きいものと考えられ、多種多様な流通工程、販売先との間で関係を構築・強化し、卸売市場独自の取組を基にした食品に係る流通・情報拠点の改善・強化が求められています。(図3、図4)



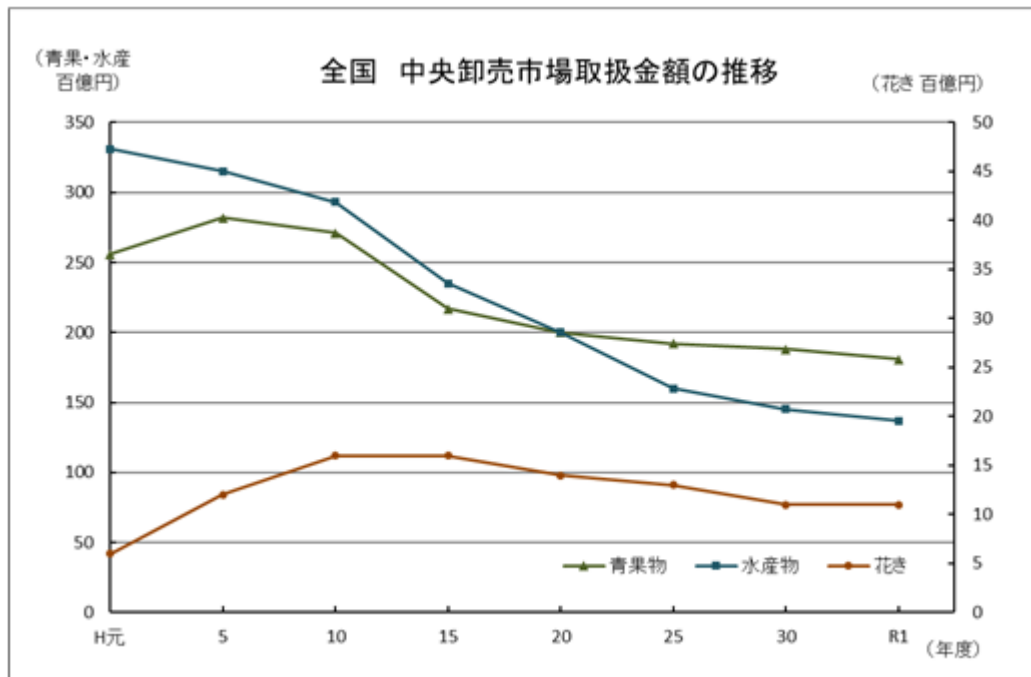
(図3) (市場事業部作成)

※想定需要量…当市場の取扱量と市場経由率(全国傾向)から、当市場において想定される最大需要量を推計したもの。



(図4)

全国の卸売市場における取扱金額は、平成初期にピークを迎え、その後、市場外流通の増加等の影響による取扱数量の減少等により総じて減少傾向で推移してきました。減少幅は小さくなってきたものの、今後もこの傾向は続くと考えられます。(図5)



(図5)

「農林水産省 卸売市場をめぐる情勢について」から作成

II. 岡山市場の現状

1. 岡山市場の概要

当市場は、昭和36年に岡山市中央卸売市場として開設認可を受け、昭和37年から業務を開始しました。昭和58年に現在の地に移転、青果物、水産物及び花きの3部門で総合中央卸売市場として業務を開始し、「市民の台所」として安全・安心な生鮮食料品や安定的な花きの供給を担ってきました。平成14年には、地方公営企業法を全部適用し、市場事業管理者を設置、以来効率的で生産性の高い市場の運営に取り組んでいます。また、平成24年には、規制の少ない地方卸売市場の特性を活かした運営を行えるよう、花き部が地方卸売市場へ移行しました。

施設規模について、敷地面積は193,854㎡、主要建物は青果卸売棟、青果仲卸売棟、水産卸売棟、水産仲卸売棟、花き卸売棟、花き仲卸売棟、青果物低温売場棟、水産活魚売場棟、花き保冷保温売場、加工場等を有しています。市場関係者は、卸売業者5社(青果2社、水産2社、花き1社)、仲卸業者47社(青果21社、水産22社、花き4社)、売買参加者476人(青果108人、水産128人、花き240人)等(令和3年4月1日現在)で構成されています。

2. 各建物の状況

当市場の主な建物は次のとおりとなっています。

■岡山市中央卸売市場 敷地面積 167,583㎡

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	建設年	耐震の状況		
					基準	診断	改修
青果棟	RC造一部S造	3	21,808	S56	旧	否	済
水産棟	RC造一部S造	3	19,246	S56	旧	否	済
管理棟	RC造	4	2,641	S56	旧	否	済
関連商品売場A棟	RC造一部S造	2	4,436	S57	旧	適	—
関連商品売場B棟	RC造一部S造	2	5,003	S57	旧	適	—
エネルギー棟	RC造	3	721	S57	旧	適	—
青果倉庫・冷蔵庫棟	RC造	2	3,089	S57	旧	適	—
水産冷蔵庫棟	RC造	2	3,306	S57	旧	適	—
地場そ菜棟	S造一部RC造	1	2,310	S56	旧	適	—
バナナ加工場棟	RC造	1	1,444	S57	旧	適	—
青果加工場分荷場棟	RC造	1	840	S56	旧	適	—
水産旧加工場棟	RC造	1	648	S56	旧	適	—
守衛所	RC造	1	114	S57	旧	適	—
市場文化会館	RC造一部S造	2	1,273	S58	新	—	—
精算事務所棟	RC造	2	539	S57	新	—	—

青果物低温売場棟	RC造	1	690	H10	新	—	—
青果立体駐車場	S造	2	2,625	H18	新	—	—
水産活魚売場棟	S造	1	601	H7	新	—	—
水産立体駐車場	S造	2	2,100	H18	新	—	—
水産新加工場棟	RC造	1	555	S60	新	—	—
屋外便所(5箇所)	RC造	1	149	S57	—	—	—

■岡山市花き地方卸売市場 敷地面積 26,271 m²

建物名称	構造	階数	延面積 (m ²)	建設年	耐震の状況		
					基準	診断	改修
花き棟	RC造一部S造	2	6,543	S56	旧	否	済
花き関連商品売場棟	RC造	2	715	S56	旧	適	—
花き保冷保温売場棟	RC造一部S造	1	600	H7	新	—	—
花き立体駐車場	S造	2	4,993	H11	新	—	—
花き屋外便所(2箇所)	RC造	1	60	S56	—	—	—

※RC造:鉄筋コンクリート造、 S造:鉄骨造

3. 立地特性

岡山市は、近畿～中国地方、山陰～四国地方の流通網の結節点に位置しており、交通網の整備に伴い円滑な流通が可能となっています。当市場は山陽地方西部から大阪・四国・山陰方面まで供給実績があります。



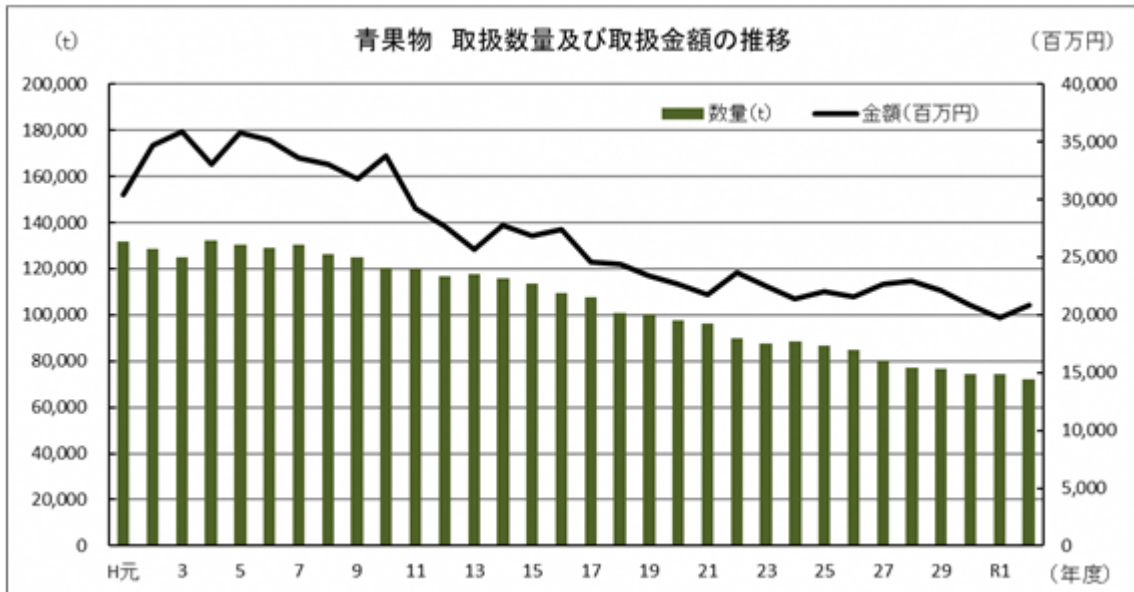
4. 産地としての岡山の地域特性

岡山県は、農産物生産に適した気候風土で、自然災害が少ない特徴があります。こうした良好な気候風土を活かした野菜・果物の産地で、特に白桃、マスカット、ピオーネ、愛宕梨などの果物は、県外にも広く知られているほか、なす、トマト、アスパラガス、きゅうり、白菜、黄にら、冬瓜、そうめん南瓜などの野菜の生産も盛んですが、小規模産地のまだ広まっていない可能性がある。瀬戸内海では、サワラ、アナゴ、タイ、ママカリ、タコ、ハマチ、シャコ、カキなどが水揚げされています。

また、温暖な瀬戸内から冷涼な中国山地まで、多様な気候・風土の中で、スイートピー、バラ、りんどう、菊など多彩な花が作られています。県内の多くの産地では、生産者は稲作等との複合による小規模経営が多く、雇用導入や作目の組み合わせ等により規模拡大が図れているような専作経営を行うものはごく少数となっています。

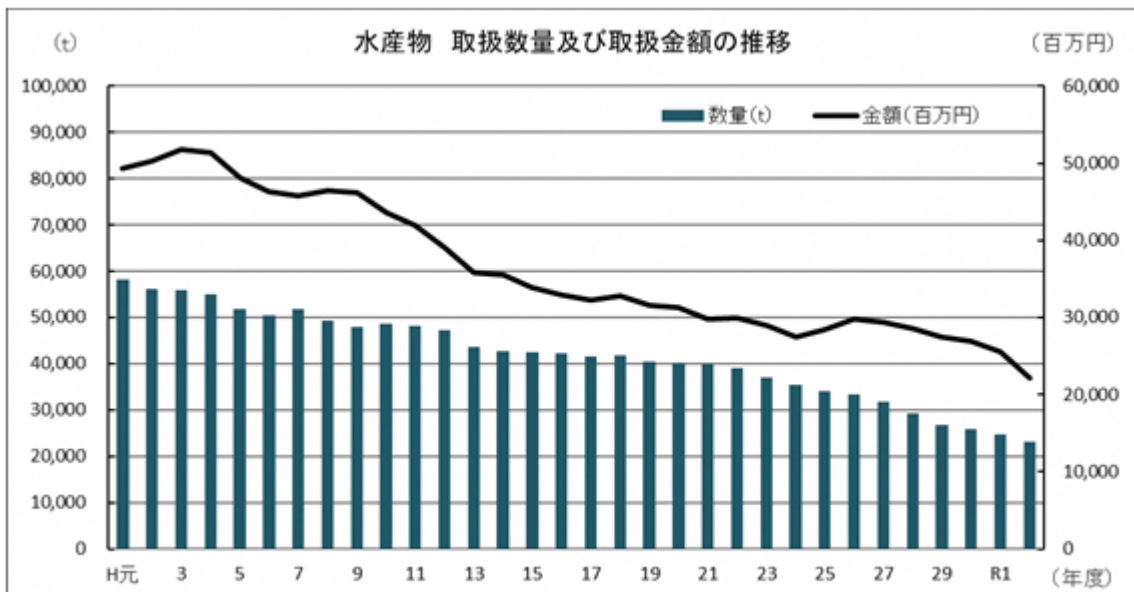
5. 岡山市場の取扱数量及び取扱金額の推移

当市場の卸売業者・仲卸業者は、長年の経験から消費者が納得できる商品知識・目利き能力を有しており、幅広い商品選択を可能にする仕入れの多様さを有しています。しかし、全国的な傾向と同様に、当市場でもバブル経済崩壊後の平成3年以降、取扱数量及び取扱金額は減少傾向にあります。(図6、図7、図8)



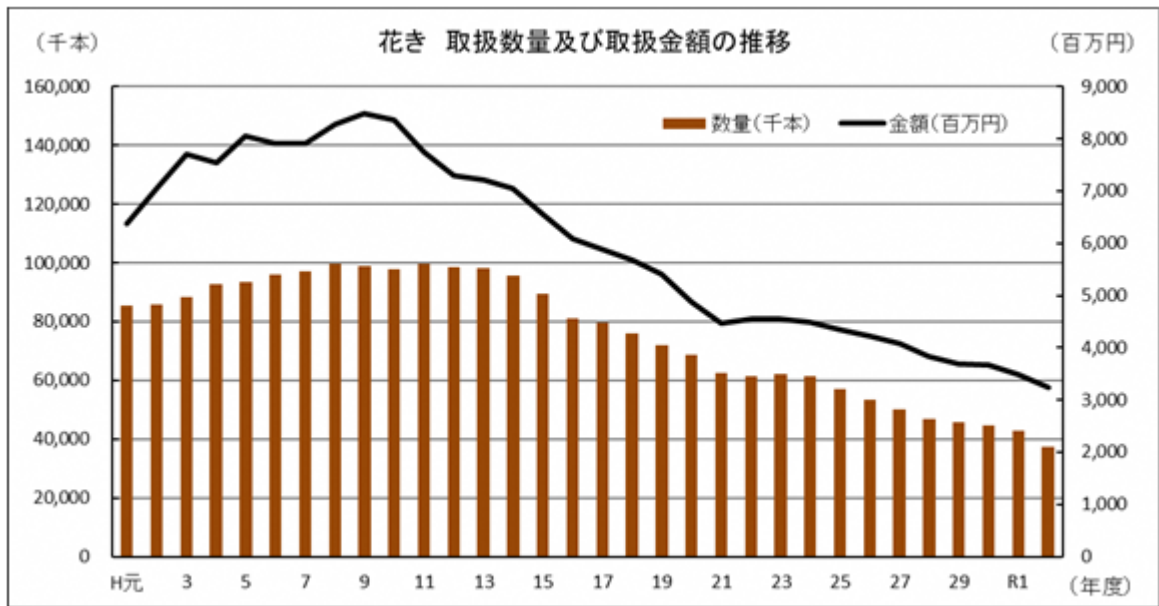
(図6)

「令和2年度岡山市市場年報」から作成



(図7)

「令和2年度岡山市市場年報」から作成

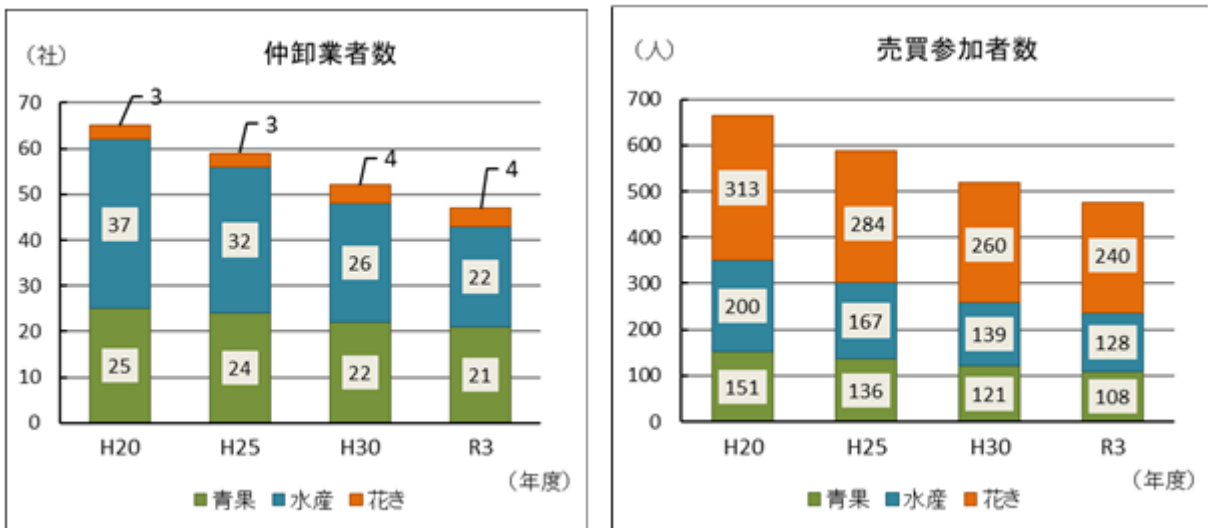


(図8) 「令和2年度岡山市市場年報」から作成

6. 岡山市場の仲卸業者数及び売買参加者数の推移

卸売業者は、地方公営企業法適用後も5社で構成されていますが、仲卸業者及び売買参加者数は、年々減少の一途をたどっており、平成20年度から令和3年度までの減少率をみると、青果物では仲卸業者16%の減、売買参加者28%の減となっており、水産物では仲卸業者40%の減、売買参加者36%の減、花き地方卸売市場では仲卸業者33%の増、売買参加者23%の減となっています。(図9) 消費者の食料品の購入先が、一般小売店からスーパーへシフトしていることから、売買参加者は苦戦を強いられています。

市場内仲卸業者と売買参加者の事業者数



(図9) 「岡山市市場年報」から作成

7. 使用料の形態

使用料は、売上高割使用料と施設使用料の2種類があり、それぞれの概要・考え方は以下のとおりです。

- ・岡山市中央卸売市場業務条例施行規程第76条 別表第3
- ・岡山市花き地方卸売市場業務条例施行規程第49条 別表第2

売上高割使用料の概要・考え方	卸売業者市場使用料:卸売金額(消費税込)の2.6/1,000 仲卸業者市場使用料:販売金額(消費税込)の2.6/1,000 売上高割使用料は、営業費用と使用料収入が等しくなるように設定する考え方を基本としているが、場内業者との協議、周辺市場の状況等により、売上高割使用料については、卸売金額の2.6/1,000としている。
施設使用料の概要・考え方	売上高割使用料が営業費用の概ね2割程度の割合の額を賄う設定としているため、残りの8割程度を賄う必要がある。各施設毎に主に面積割により設定しており、1月当たり、176円/m ² (卸売場)、1,210円/m ² (仲卸業者売場、関連事業者店舗)等である。
使用料最終改定年月日(消費税のみの改定は含まない)	売上高割使用料 昭和61年4月1日 施設使用料(一部) 平成26年4月1日

Ⅲ. 国の動向 — 卸売市場法の改正 —

1. 改正の背景

卸売市場法は昭和46年(1971年)に制定され、平成11年(1999年)には「せり取引の原則の廃止」等の改正が、また、平成16年(2004年)には「第三者販売の弾力化」、「直荷引きの弾力化」、「商物一致の規制緩和」、「中央卸売市場から地方卸売市場への移行」等の改正がなされました。

しかし、その後、市場を取り巻く環境は大きく変わってきたため、更なる法改正の必要性が生じました。その背景として大きく次の3点が挙げられます。第1に世帯構造とライフスタイルの変化による食の消費構造が変化したこと。第2に生鮮品の流通は、産直取引、直売所、ネット販売など流通経路が多用化し、公設卸売市場の経由は1つの選択肢にすぎなくなったこと。第3に卸売市場を国が主導していた時代とは異なり、卸売市場を運営する自治体が柔軟に生き残り策を模索するようになった結果、法制度が形骸化して実態に追いつかなくなった、つまり卸売市場の運営実態と法制度にズレが生じたことです。

これらにより、卸売市場法の規制のうち公正・透明な取引に関わるもの以外はすべて廃止とするという方針が立てられました。この方針のもと、平成30年には生鮮食品の流通の合理化と公正な取引環境の確保の推進といった観点から卸売市場法が大幅に改正され、令和2年に施行されました。

2. 改正のポイント

平成30年の卸売市場法の大幅な改正についてのポイントは次のとおりです。

(1) 国の卸売市場への関与を最小限とする

- ・目的規定(第1条)から卸売市場の整備と促進を削除。
- ・卸売市場の開設を、国や都道府県による認可制・許可制から認定制に移行。

(2) 開設区域の指定と公設制に関する規定の廃止

- ・中央卸売市場において農林水産大臣による開設区域の指定と公設制に関する規定を廃止。中央卸売市場の民営化に道を開く。
- ・中央卸売市場の整備・開設や事業者への監督が国の責任から開設者の責任に転嫁され、地方自治体は引き続いて中央卸売市場を開設し、管理、運営するための法的根拠を失うこととなった。
- ・これらにより卸売市場の整備・開設の面で公共性の観点が大きく後退することとなる。

(3) 取引に関する規制の大幅緩和

- ・商物分離取引、卸売業者の第三者販売、仲卸業者の直荷引き、卸売業者の自己買受などに関する卸売市場法による規制をなくし、市場ごとのルール設定を可能に。
- ・国は共通ルールのみを定めることになった。

【共通ルール】

- ① 売買取引の方法の公表
- ② 差別取引の禁止
- ③ 受託拒否の禁止(中央卸売市場のみ)
- ④ 代金決済ルールの策定・公表
- ⑤ 取引条件の公表
- ⑥ 取引結果の公表
- ⑦ その他取引ルールの公表

3. 改正の影響

法改正を受け、当市場においては、関係者間での協議の結果、「第三者販売の原則禁止」「商物一致の原則」「仲卸の直荷引きの禁止」などの従前あった多くの規制を廃止し、取引の自由度を大幅に高めることとしました。この内容を盛り込んで改正された岡山市中央卸売市場業務条例及び岡山市花き地方卸売市場業務条例は、改正卸売市場法の施行に合わせて令和2年6月に施行しています。現在、当市場においては大きな影響は出ていませんが、今後は、これらの状況を注視し、市場取引への影響を見定めていく必要があります。

IV. 岡山市場が目指す目標像と基本戦略

1. 岡山市場が目指す目標像

本戦略では、当市場が目指すべき目標像として岡山市中央卸売市場戦略的経営展望(平成29年4月)及び岡山市花き地方卸売市場戦略的経営展望(平成29年5月)で設定した目標像を引き継ぎます。その目標像を実現するための基本戦略と、さらに、それぞれの基本戦略を推進するための行動計画を設定し、目標像の実現に取り組んでいきます。

(1) 岡山市中央卸売市場が目指す目標像

岡山市中央卸売市場(以下「中央卸売市場」という。)は、地域の消費者に対して安全・安心な生鮮食料品を安定かつ迅速に供給するとともに、生産者への販路の提供、流通・小売業者等の取引の場の提供等重要な役割を果たしています。

近年、生鮮品流通が多様化し、卸売市場を取り巻く環境も変化していますが、中央卸売市場の基本戦略の検討にあたり、公共的な機能・役割を踏まえ、地域の消費者を守り、生産者を守る、地域の物流の要衝としての3つの目標像を継続することとしました。

目標像 1

市民・県民の食を支える拠点市場

岡山市民・県民に安定的に食を供給する責務のある市場として、品質管理や災害対応をしっかり進め、その基盤を整えるとともに、超高齢時代における卸売市場の公共的役割を強化するものとして、生活者に密着した多角的な消費支援を行なう市場を目指す。また、中央卸売市場が環境への負荷低減に取り組むなど新たな価値形成への対応を進め、消費者により信頼される市場づくりを進める。

目標像 2

中国地方東部の物流を支える拠点市場

地域内外の生産者や地方市場との連携強化により、岡山県内の生鮮食品流通の拠点としての機能を強化する。また、県外市場との広域的な市場間連携や県外小売業者等との連携により中国地方東部における食品流通拠点化を図ることで、取扱量の拡大を目指す。

目標像 3

農業・漁業を支える拠点市場

地域の食を支える基盤である地域の農業・漁業を支えるために、消費の促進や新たな販路開拓などにより産地を支援する。また、生産者との連携により、地域ブランド製品の開発を進め、高付加価値な食品の流通を目指す。

(2) 岡山市花き地方卸売市場が目指す目標像

岡山市花き地方卸売市場(以下「花き地方卸売市場」という。)は、岡山市民・県民に安定的に花きを供給する責務のある市場として、花き農業の振興に努め、岡山に花のある暮らしづくりを柱とした産地育成や消費拡大を図っていくことが望まれています。

近年、生鮮品流通が多様化し、花きの市場を取り巻く環境も変化していますが、花き地方卸売市場の基本戦略の検討にあたり、公共的な機能・役割を踏まえ、地域の消費者を守り、生産者を守る、地域の物流の要衝としての3つの視点からの目標像を継続することとしました。

目標像

花のある暮らしを支える花き市場

【産地の育成】

産地には、市場や消費者の多様なニーズに応える高品質な花き生産はもとより、他県にないオリジナリティのある花きを生産してもらう必要がある。また、産地としての個性化や付加価値の向上を図り、集出荷施設における低温設備や鮮度保持できる施設整備を進め、日持ちが良く品質の高い「岡山の花き」ブランドの確立に協力していく。

【取扱量の拡大】

地域内外の生産者との連携強化により、需要期に対応できる集荷機能の向上を目指し、岡山県内の花きの流通の拠点としての機能を強化する。急速に増加しているインターネット取引といった流通環境の変化に柔軟に対応できる設備や販売戦略を持った組織や経営体の育成・強化を行うとともに、各出荷団体との連携をはかり、荷姿の統一化など効率的な集荷ができるような体制づくりを進め、取扱量の拡大を目指す。

【消費の拡大】

生産、流通、販売全ての花き関係者が一丸となって多くの消費者に花を楽しんでもらう機会を提供するとともに、花きのPR活動を展開していく。また、新たな需要を創造するため、花きを活用した異業種とのタイアップ、園芸療法や情操教育、景観整備、教育及び地域における取組を推進し、伝統的な花き文化の継承や新たな文化の創出に向けた取組を行っていく。

2. 経営の基本方針及び行動計画

当市場が目指す目標像を実現するため、基本戦略を設定します。近年の社会情勢や市場をとりまく環境の変化、経営展望での取り組みの評価を含め全体を見直しました。各基本戦略を推進するためにそれぞれ行動計画を設定し、市場全体で積極的に取り組みます。

また、この基本戦略は後期中期計画と方向性を同じくするSDGsの達成にも寄与します。

岡山市が目指す目標像	
中央卸売市場	目標像 1 市民・県民の食を支える拠点市場
	目標像 2 中国地方東部の物流を支える拠点市場
	目標像 3 農業・漁業を支える拠点市場
花き地方卸売市場	目標像 4 花のある暮らしを支える花き市場



3. 行動計画



① 地場産品を含めた集荷力強化に向けた産地情報の把握及び出荷団体との連携と集荷先の開拓

卸が、産地や出荷団体との連携を深めながら、各産地の特性や品質管理状況等を詳しく把握した上で、適正価格による安定供給の確保に向けた集荷先との連携や新たな産地の開拓を進める。

② 販売先・販売方法の多様化

市場関係者が連携して、小売店、飲食業、食品加工・給食業者等新たな販売先との取引の拡大を図る。

小売店を対象とした卸、仲卸による販売方法の提案、小売店への安全・安心情報の提供に取り組む。

インターネット取引など多様化する販売形態に対応できる設備や販売戦略を整備し、あわせて産地情報の発信を行うなど、販売促進の強化を進める。

③ 物流の効率化

卸が中心となって、交通の結節点としての岡山の立地特性を活かし、広域物流拠点として積極的に県内・県外の市場との連携を図る。

卸、仲卸が連携し、輸送コストの低減・効率化に向けた取組を進める。

④ 商品の付加価値の向上

地元産品がより高い付加価値で出荷・販売されるよう、市場関係者が連携して、新たなブランド化に向けて産地に対して要請・アドバイスをを行う。

また、市場における加工機能を強化し、市場を通すことによる付加価値の向上を図る。



① HACCP に沿った衛生管理の徹底

市場の全関係者が協力し、消費者に信頼される市場であり続けるために、HACCPに基づいた衛生管理マニュアルの作成及び衛生管理の徹底に努める。

② 品質管理の高度化に向けた機能の強化

商品を貯蔵から加工、搬出する際に継続して適切に温度管理が行えるよう、機能の強化を図る。また、建物全体を低温化することは、現在の建物の構造上現実的ではないが、新規設置や全面改修時にこのような機能を強化できるよう事前に他事例の収集や分析を行う。

③屋根付き荷捌場の整備

荷下ろしや荷捌きの際に、雨や直射日光による商品の劣化を防ぐため、屋根付きの荷捌場の整備を行う。

④場内衛生管理マニュアルの作成とチェック体制の確立

ゴミ出し等を含めた場内の衛生管理に関するルールを徹底するため、マニュアルを作成し、チェック体制を確立する。

基本戦略 3

危機管理体制の確立



①災害時における事業継続計画(BCP)の策定

開設者を含め、すべての市場関係者が、災害時にも卸売市場の役割・機能を維持し業務を行うための事業継続計画(BCP)を策定する。

②非常時における物資供給

開設者を含むすべての市場関係者が関係機関・流通事業者と連携して、非常時における食糧確保と物資供給を行うための体制をつくる。

③防災機能の強化

非常時の電源確保等、事業継続計画(BCP)に基づいた体制づくり、施設整備を進める。

④施設の老朽化対策

施設を長期間良好な状態で使用していくために、岡山市卸売市場個別施設計画に基づき計画的に保全を行う。

基本戦略 4

環境に配慮した設備等の更新



①脱炭素社会に向けた取組の推進

市場全体でゴミ等の再資源化を推進するなど「脱炭素社会の実現」に向け、二酸化炭素排出量の削減に努める。

②設備機器の更新

場内の照明や動力機器の設備等の更新や導入を行う際には、電力効率等の良いものを採用するよう取り組む。



①市場開放事業の企画

開設者を含む市場関係者が協力し、市民イチバダーをはじめ、市場施設を用いた市民参加型のイベント等を通して、市場の認知度向上を図る。

②食育・花育の促進

市場で取り扱っている商材を使った料理教室や花の利用を推進する講習会を開催するなどして食育・花育を推進する。

③市民に向けた積極的な情報発信

産地や生産物の特色や安全・安心情報の充実、インターネットを活用した安全・安心情報の発信、市民イチバダー等での食材の紹介やその魅力発信に取り組む。

■基本戦略・行動計画の役割分担と実施時期

基本戦略・項目	取組主体(役割分担)					実施期間(10年間)		
	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	開設者	その他	前期	中期	後期
基本戦略1 集荷販売力の強化								
①地場産品を含めた集荷力強化に向けた産地情報の把握及び出荷団体との連携と集荷先の開拓	◎	◎	○			→	→	
②販売先・販売方法の多様化	◎	◎				→	→	→
③物流の効率化	◎	◎		○		→	→	→
④商品の付加価値の向上	◎	◎	○			→	→	→
基本戦略2 安全・安心な食品の供給								
①HACCPに沿った衛生管理の徹底	◎	○	○	○		→	→	
②品質管理の高度化に向けた機能の強化	◎	◎		◎		→	→	
③屋根付き荷捌場の整備	◎	◎		◎		→		
④場内衛生管理マニュアルの作成とチェック体制の確立	◎	○				→	→	→
基本戦略3 危機管理体制の確立								
①災害時における事業継続計画(BCP)の策定	◎	◎	○	◎		→	→	
②非常時における物資供給	◎	○		◎		→		
③防災機能の強化	◎	○		◎		→		
④施設の老朽化対策	○	○		◎		→	→	→
基本戦略4 環境に配慮した設備等の更新								
①脱炭素社会に向けた取組の推進	○	○		◎		→	→	→
②設備機器の更新	○	○		◎		→	→	→
基本戦略5 開かれた市場づくり								
①市場開放事業の企画	◎	◎		◎	関連事業者	→	→	→
②食育・花育の促進	◎	○		◎		→	→	→
③市民に向けた積極的な情報発信	◎	○		◎	関連事業者	→	→	→

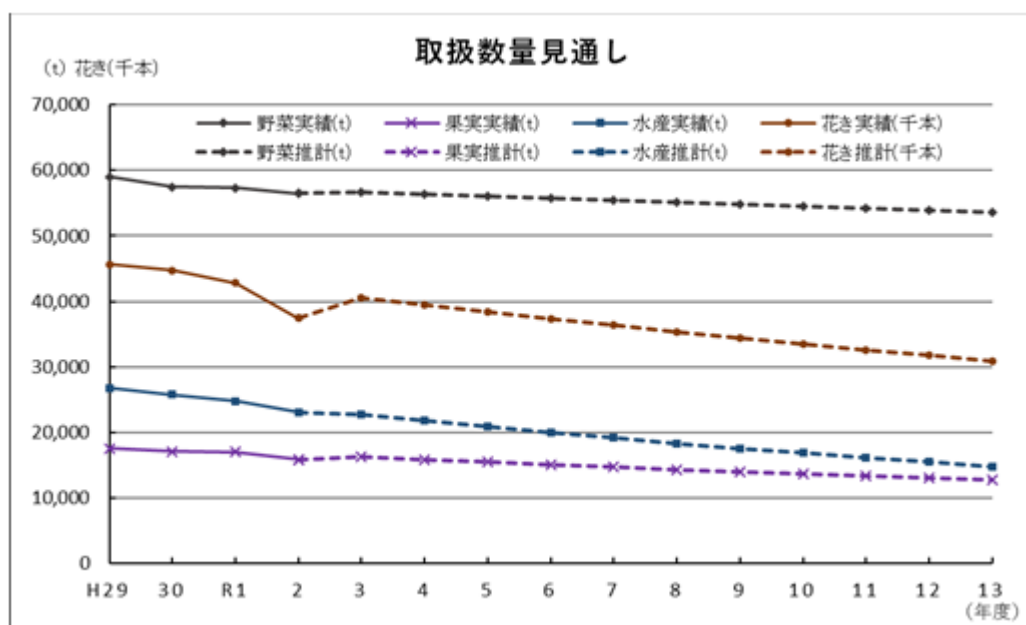
※ ◎:実施主体 ○:サポート

※ 実施時期 前期:令和4～6年度 中期:令和7～9年度 後期:令和10～13年度

V. 将来の事業環境

1. 取扱数量及び取扱金額の見通し

取扱数量は、人口減少による食料消費量の低下、市場経由率の低下などにより、今後も減少することが見込まれます。(図10)



(図10)

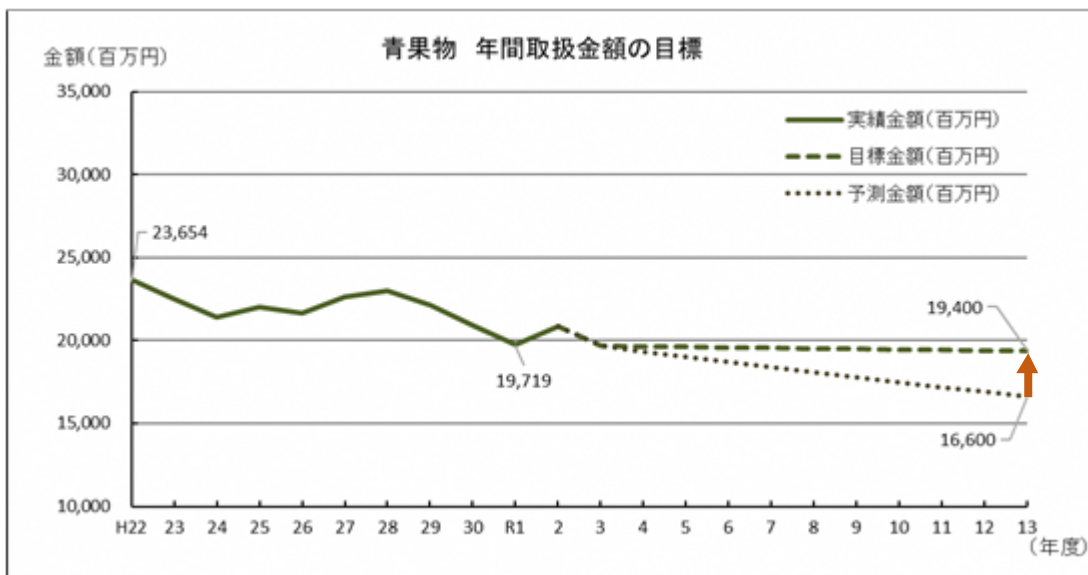
(市場事業部作成)

取扱金額は、対策等を行わなければ取扱数量の減少に伴い令和13年度には青果物16,600百万円、水産物18,300百万円、花き2,300百万円まで減少すると見込まれますが、今後、基本戦略に基づき、市場全体で行動計画を実行することにより、年間取扱金額の減少幅の抑制を目指します。令和13年度において、青果物は19,400百万円の取扱金額維持を、水産物は今後も小売店への販売の低迷が続くことが予想されていることから、21,600百万円を、花きは2,700百万円をそれぞれの目標金額とします。(下表及び図11, 図12, 図13)

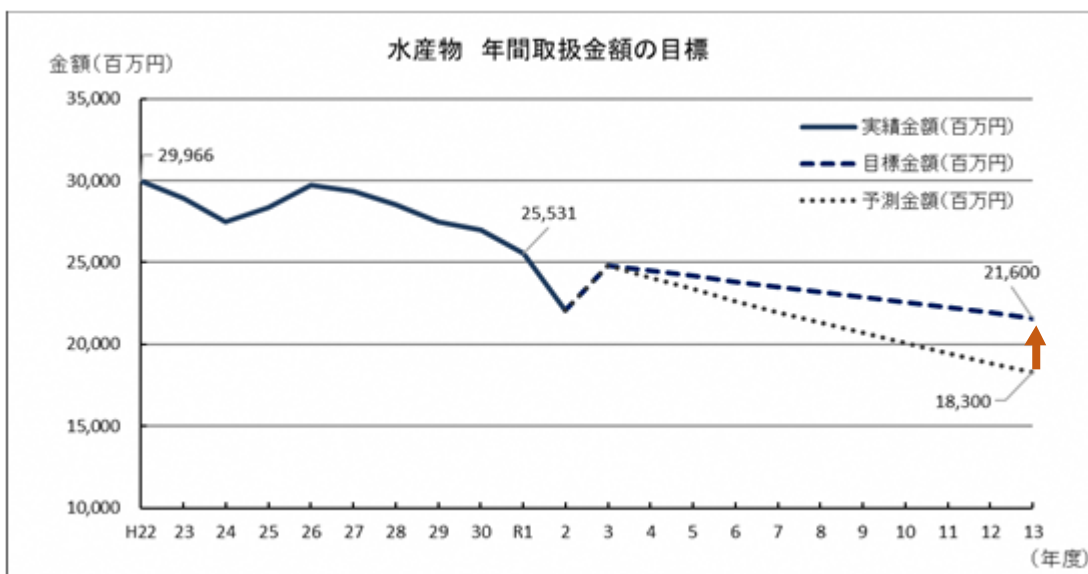
岡山市場の取扱金額の推計

取扱金額(百万円)	実績値		推計値	目標値
	平成22年度	令和元年度	令和13年度	
青果物取扱金額	23,654	19,719	16,600	19,400
水産物取扱金額	29,966	25,531	18,300	21,600
花き取扱金額	4,453	3,482	2,300	2,700

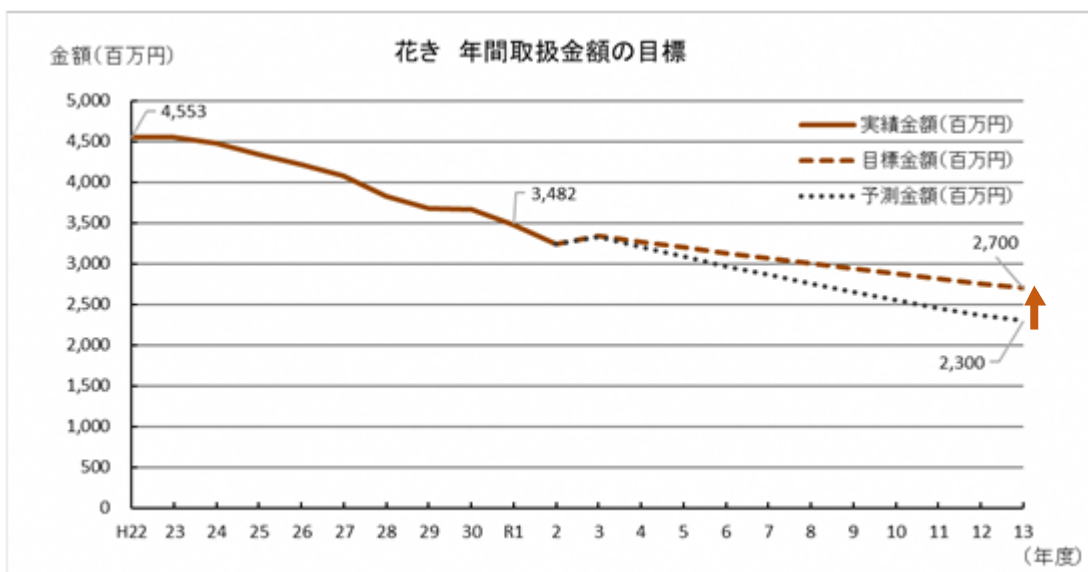
※新型コロナウイルスの感染拡大による取扱数量の影響があるため令和元年を基準年としました。



(図11)



(図12)



(図13)

(市場事業部作成)

2. 使用料収入の見通し

営業収益の約8割を占める使用料は、売上高に応じた売上高割使用料と市場内の事業者が使用する施設の面積に応じた面積割の施設使用料があります。

(1) 売上高割使用料収入の見通し

売上高割使用料については、今後、売上高の減少予想に伴い減少していくことが予想されます。年間取扱金額目標値を達成し、下表のとおり売上高使用料の確保を目標とします。

売上高割使用料収入の目標

(税込)

	青果物売上高割 使用料	水産物売上高割 使用料	花き売上高割 使用料	売上高割使用料 計
令和元年度(実績)	52,451 千円	67,151 千円	9,198 千円	128,800 千円
令和2年度(実績)	56,031 千円	58,721 千円	8,518 千円	123,270 千円
令和3年度(予測)	52,000 千円	66,000 千円	9,000 千円	127,000 千円
令和4年度(予測)	52,000 千円	65,000 千円	8,000 千円	125,000 千円
令和5年度(予測)	52,000 千円	64,000 千円	8,000 千円	124,000 千円
令和6年度(予測)	52,000 千円	63,000 千円	8,000 千円	123,000 千円
令和7年度(予測)	52,000 千円	62,000 千円	8,000 千円	122,000 千円
令和8年度(予測)	52,000 千円	61,000 千円	8,000 千円	121,000 千円
令和9年度(予測)	52,000 千円	61,000 千円	7,000 千円	120,000 千円
令和10年度(予測)	52,000 千円	60,000 千円	7,000 千円	119,000 千円
令和11年度(予測)	52,000 千円	59,000 千円	7,000 千円	118,000 千円
令和12年度(予測)	51,000 千円	58,000 千円	7,000 千円	116,000 千円
令和13年度(予測)	51,000 千円	58,000 千円	7,000 千円	116,000 千円

※令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大による取扱数量の影響があるため令和元年度を基準年としました。

(2) 施設使用料収入の見通し

施設使用料については、卸売業者、仲卸業者等により引き続き使用されていくため大きな減少はないと予想します。

施設使用料収入の推計(税抜)

令和2年度(実績)	383,560 千円
令和3年度から令和13年度(予測)	385,100 千円

3. 施設の見通し

当市場は昭和58年に現在の場所に移転開場後38年が経過し、老朽化が進むとともに補修修繕の件数も増加しています。これまでに耐震診断を行い、その結果耐震工事が必要とされた卸売場などの耐震化が完了し、主な建物については今後25年程度の使用を見込んでいます。

また、岡山市公共施設等総合管理計画の個別計画として策定した岡山市卸売市場個別施設計画に基づき、従来の対症療法的な修繕のみならず、計画予防的な施設保全を計画的に実施します。

(1) 施設の整備・改修状況

地震時の場内事業者の安全確保や流通を確保するなど災害に強い市場とするため平成23年度から場内主要建物の耐震診断を行い、耐震基準を満たしていなかった建物の耐震改修工事を令和元年度に終え、耐震化事業が完了しました。また、環境への負荷の軽減を図るため、平成24年度に、管理棟へ太陽光発電システムを設置し、平成30年度からは水銀灯等の照明のLED化を進めています。

昭和58年 2月 新中央卸売市場にて青果部、水産物部、花き部業務開始

平成 7年 3月 水産活魚売場棟新築工事及び花き保冷保温売場棟新築工事完工

平成10年 3月 青果部低温売場棟新築工事完工

平成11年 3月 花き部立体駐車場棟新築工事完工

平成17年 3月 青果部卸売場低温設備工事完工（平成17年6月より稼動）

平成18年 3月 青果部及び水産物部立体駐車場新築工事完工

平成24年 3月 管理棟太陽光発電システム及び電気自動車急速充電設備設置工事完工

平成24年 4月 花き部が岡山市花き地方卸売市場に転換

平成25年 2月 バナナ加工工場棟改良工事完工

平成26年 3月 水産冷蔵庫棟設備等改良工事完工

平成27年 3月 管理棟耐震補強工事完工

平成31年 2月 花き卸売棟耐震耐震工事完工

令和 2年 2月 青果卸売棟及び水産卸売棟耐震工事完工（市場耐震化事業の完了）

(2) 施設の保全と費用

施設の老朽度調査を令和2年度に行い、市場施設の目標使用年数を65年と設定し、残期間を約25年間としました。調査結果に改修規模や業務への影響度を考慮し、施設保全計画を作成し、これに要する費用を算定しました。

目標使用年数に対して費用を平準化し、この金額を参考に修繕等が過度に集中しないよう計画的に保全を行い、目標年まで良好な状態で施設を使用できるようにします。

今後、計画的な保全を行うために必要な年度ごとの概算費用

年度	個別施設計画（令和4年度から令和13年度まで）	
	前半 令和4年度から令和8年度まで (毎年)	後半 令和9年度から令和13年度まで (毎年)
保全費用 (千円)	60,000	60,000

※上記金額は目安であり、この金額どおりに行うものではありません。

(3) 施設の整備と機能強化への対応について

当市場のこれまでの施設整備は、「岡山市中央卸売市場・岡山市花き地方卸売市場施設整備計画(平成29年3月)」に基づき、卸売棟耐震化、照明のLED化、関連棟スプリンクラーの工事等を実施し、同計画による項目については、その実施・検討を終えています。

令和2年度に、改めて市場内業者に対し、今後の施設整備について意見を聴取したところ、日光や雨除けのための荷捌時の屋根の設置、低温で貯蔵や作業が行える冷蔵庫加工場、災害対応時の発電機の整備といった要望があり、これらについて検討することとしました。

現在、岡山市中央卸売市場及び岡山市花き地方卸売市場施設整備検討委員会の青果物部会・水産物部会の会議を経ながら、規模、内容、管理等について検討を進めているところであり、具体化したものから計画へ反映していきます。

【検討状況】

○令和4年度の実施予定

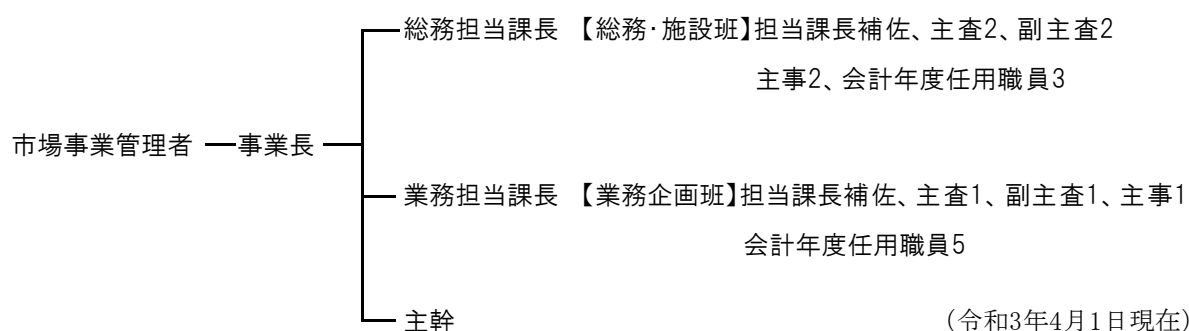
- ・卸売棟南駐車場屋根付き荷捌場の整備 整備費 約155,000千円

○令和5年度以降の検討予定

- ・非常時の電源確保(事業継続計画(BCP)に基づいた施設の整備)
- ・HACCPへの対応に向けた冷蔵庫低温加工場の整備

4. 組織の見通し

当市場の現在の管理運営は、市場事業管理者の下、職員15人(会計年度任用職員8人除く)で行っています。地方公営企業法全部適用の市場として、可能な限り独立した運営を目指し、職員の意識改革、スキルアップを推進し、効率的な経営を目指します。



VI. 投資・財政計画

1. 投資・財政計画(収支計画)の説明

(1) 投資についての説明

目 標	老朽化対策及び HACCP 等社会変化に合わせた新規整備
-----	------------------------------

岡山市卸売市場個別施設計画により、施設を計画的に保全することで、管理コストを抑えつつ良好な状態での使用を目指します。また、HACCPや災害等の社会の変化に対応するため、その財源として新規の起債(公営企業債)を見込んでいます。

概算事業費:256,600千円を想定 令和4年度(2022年度)

P.30 資本的支出のうち「1.建設改良費」[14行目]

(2) 財源についての説明

目 標	総務省の繰出し基準に基づく繰入金の確保、企業債の借入(負担の平準化)
-----	------------------------------------

①料金収入 P.29 収益的収入のうち「1. 営業収益 (1) 料金収入」[2行目]

場内業者が利用する卸売棟南駐車場屋根付き荷捌場については、新たに使用料を設定し、収入を得る予定です。

②企業債 P.30 資本的収入のうち「1. 企業債」[1行目]

各事業の実施にあたっての起債については、将来負担の見込みが立っていないものもあるため、元金据え置き2年償還8年の借入期間10年元金均等払いとすることを見込んでいます。

③繰入金 P.29 収益的収入のうち「2. 営業外収益 (1) 補助金」[6行目]

P.30 資本的収入のうち「2. 他会計出資金」[3行目]

次の一般会計からの繰入金として総務省の繰入基準内の額を見込んでいます。

市場における業者の指導監督等に要する経費(営業費用の20%)、市場の建設改良に要する経費(企業債の元利償還金の2分の1)、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費
また、国や県からの補助の対象となる事業がないため、補助金は見込んでいません。

(3) 投資以外の経費についての説明

①市場管理費 P.29 収益的収入のうち「1. 営業収益」[1行目]、「2. 営業外収益」[5行目]
収益的支出のうち「1. 営業費用 (2) 経費」[17行目]

今後も開設者である本市が継続して管理運営を行う想定です。今後増加する施設保全・修繕対応の経費を補うため、業務改善や省電力化の推進等を行うとともに、仲卸店舗・関連事業者店舗の空き店舗対策や施設使用料の収納率の向上に努めます。

②減価償却費 P.29 収益的支出のうち「1. 営業費用 (3)減価償却費」〔22 行目〕

今計画期間内では、大規模な施設整備計画がないため、大幅な増加要因はなく、減少傾向が続くと見込んでいます。

③支払利息 P.29 収益的支出のうち「2. 営業外費用 (1)支払利息」〔24 行目〕

新たな起債の予定はあるものの、今計画期間内に償還を終える企業債があるため、大幅な増加要因は見込んでいません。

2. 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

①民間活用

民間活用は想定していません。

②大規模な新規建物等の設置

現在検討中の新規建物や大規模整備計画が具体化された場合には、本投資・財政計画の見直しを行います。

③広域化

広域的な市場間連携による食品流通の拠点化を図ります。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

①使用料

新規建物等の整備時には、使用料を新設します。また、卸売市場法改正による売上高割使用料への影響を注視します。

②企業債

資本的支出のうち、長期にわたって効果が得られる事業については、将来負担を考慮しつつ起債を行います。なお、起債を行った場合、償還元金及び支払利息については、「市場の建設改良に要する経費に関する繰出し基準」に基づき、一般会計からの出資金及び補助金の繰り入れを見込むことができます。

③繰入金

「市場における業者の指導監督等に要する経費に関する繰出し基準」に基づく繰入金については、総務省基準である営業費用の30%に対し、当市場では営業費用の20% (減価償却費、事業者負担光熱水費等を除く) となっています。現状を維持していきませんが、今後の財政の状況によっては取扱いの変更を検討します。

④資産の有効活用等による収入増加の取組

仲卸店舗、関連事業者店舗等の空き店舗について、業態にこだわらず、一定のルールの下で利用を促進し、使用料収入の増加を目指します。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

①委託料

経常的に発生する業務の委託については、包括的な業務委託を検討します。市場活性化推進に資する事業の委託等については、今後、積極的に行いますが、より効果的な事業実施ができるように工夫します。

②管理運営費

老朽化が進む施設の保全については、岡山市卸売市場個別施設計画に則った予防的保全及び修繕を効果的に行います。また、常に省エネルギーを意識し光熱水費を低減することやその他の管理運営費用についても、これまで以上にコスト意識を大切にします。

③職員給与費

簡素で効率的な運営が求められている現下においては、人員の増加は見込めず、一方で、市場管理業務を適切に行うためには現在の人員数は必要最小限のものであることから現状維持を見込みます。地方公営企業法全部適用の市場として、可能な限り独立した運営を目指し、職員の意識改革、スキルアップを推進し、効率的な経営を目指します。

VII. 公営企業として市場事業を実施する必要性など

1. 卸売市場の意義、提供するサービス自体の必要性

卸売市場では、人口の減少や食品流通環境の変化から、生鮮食料品等の取扱量の減少、経由率の低下が続いています。しかし、卸売市場は食品等の流通において、規格の統一が難しい生鮮食料品等を決められたルールの中で公正かつ迅速に取引を行い、市民に大量かつ安定的に供給するための集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能を持つ施設として、今後も重要な役割を果たしていくことが期待されています。こうしたことから、今後も卸売市場を維持していくことが必要です。

2. 地方公共団体で卸売市場を経営することについて

当市場は、市民に対して生鮮食料品等を安定的に供給するという公共の必要性から設置され、これまでその役割を果たしてきました。また、同時に災害時等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等の供給を行えることや、食文化の維持、発信等の高い公共性も求められています。

今後も当市場において、市民に安全・安心な生鮮食料品等を合理的な価格で安定的に供給するという公正かつ円滑な取引を確保するといった公的機能を十分に発揮できるよう努めてまいります。

3. 公営企業として市場事業を実施する必要性

岡山市は平成14年に市場事業としては全国初で唯一の公営企業会計全部適用を行いました。市長の命を受け、経営全般の権限を持つ管理者による迅速な判断・決定を可能とし、徹底した効率化や支出の柔軟な運用といった、組織における機動性の確保を目的としたものです。これは、市民等の生活の安定に資するという公共的な機能・役割を果たしつつ流通措置や、社会情勢の変化に迅速かつフレキシブルに対応できる市場の実現につながっています。これまで必要な設備の新規増設や市民への関連棟の開放など様々な取り組みを行い、市場経営も安定的に推移しています。

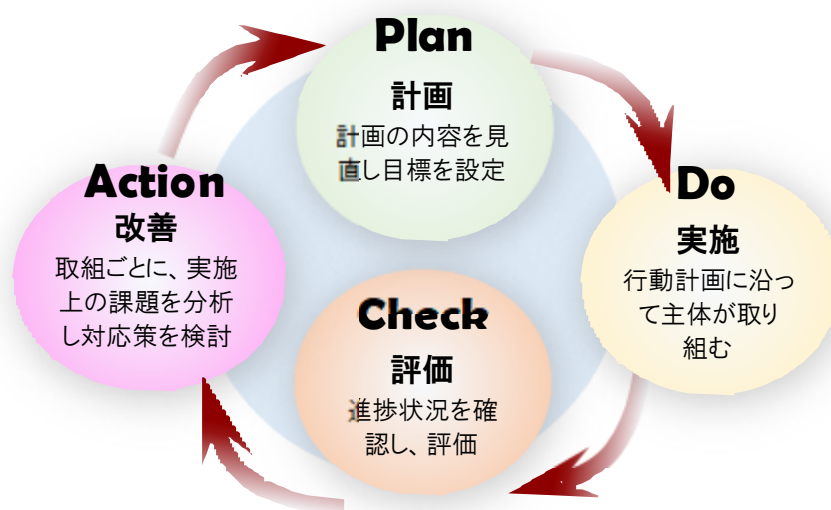
これらのことから、今後も当市場は継続して公営企業として事業を行ってまいります。

VIII. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

1. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

年度ごとの事業実績をホームページへの掲載や岡山市中央卸売市場取引業務運営委員会等に報告するとともに、本戦略の進捗管理は、PDCA サイクルの考え方に基づいた進行管理を行います。

本戦略は、計画期間を10年間に設定していますが、各期(前期・中期・後期)には各基本戦略の取組事項について達成状況の評価等を行い、評価内容や達成状況に応じて計画の見直しや重点化を図り、予算編成に反映するなど着実に推進します。



〔資料〕

投資・財政計画

(単位:千円%)

【資料】投資・財政計画(収支計画)

区 分	年度	平成29年度 (2017年度) (決算)	平成30年度 (2018年度) (決算)	令和元年度 (2019年度) (決算)	令和2年度 (2020年度) (決算)	令和3年度 (2021年度) 当初予算ベース	令和4年度 (2022年度) 当初予算ベース	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
取 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	661.751	659.374	617.134	602.192	608.183	603.805	610.062	609.036	608.024	607.027	606.043	605.073	604.117	603.174	602.243
	(1) 料金収入	548.338	540.498	503.528	495.625	496.241	495.875	498.006	496.980	495.968	494.971	493.987	493.017	492.061	491.118	490.187
	(2) 受託工事収益 (B)															
	(3) その他	113.413	118.876	113.606	106.567	111.942	107.930	112.056	112.056	112.056	112.056	112.056	112.056	112.056	112.056	112.056
	2. 営業外収益	137.952	136.729	135.554	143.980	136.340	140.398	135.973	131.796	131.203	123.738	111.189	110.345	110.042	109.810	108.678
	(1) 補助金	89.849	89.933	83.095	98.063	93.710	98.686	99.565	99.534	100.768	100.481	102.241	101.999	101.758	101.526	101.317
	他会計補助金	89.849	89.933	83.095	88.615	93.710	98.686	99.565	99.534	100.768	100.481	102.241	101.999	101.758	101.526	101.317
	その他補助金				9.448											
	(2) 長期前受金戻入	44.590	44.590	48.583	43.346	40.274	37.468	33.280	29.134	27.307	20.129	5.820	5.218	5.156	5.156	4.233
	(3) その他	3.513	2.206	3.876	2.571	2.356	4.244	3.128	3.128	3.128	3.128	3.128	3.128	3.128	3.128	3.128
収入の計 (C)	799.703	796.103	752.688	746.172	744.523	744.203	746.035	740.832	739.227	730.765	717.232	715.418	714.159	712.984	710.921	
取 益 的 支 出	1. 営業費用 (用)	692.839	700.189	692.535	689.675	711.243	727.865	737.129	728.828	713.094	692.513	668.450	667.094	667.388	667.388	664.640
	(1) 職員給与	151.308	159.140	133.617	168.694	176.515	171.460	171.460	171.460	171.460	171.460	171.460	171.460	171.460	171.460	171.460
	基本給	72.086	75.915	76.036	94.636	89.100	87.690	87.690	87.690	87.690	87.690	87.690	87.690	87.690	87.690	87.690
	退職給付	59.7	5.00	59.7	59.7	59.7	59.7	59.7	59.7	59.7	59.7	59.7	59.7	59.7	59.7	59.7
	退職その他	78.625	82.225	56.984	73.461	86.818	83.173	83.173	83.173	83.173	83.173	83.173	83.173	83.173	83.173	83.173
	(2) 経費	362.656	358.427	362.634	343.425	366.575	397.807	427.732	427.732	435.832	435.832	445.832	445.832	445.832	445.832	445.832
	動力費															
	修繕費	39.498	46.544	32.976	43.565	44.562	51.977	81.900	81.900	90.000	90.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
	材料費															
	その他	323.158	311.883	329.658	299.860	322.013	345.830	345.832	345.832	345.832	345.832	345.832	345.832	345.832	345.832	345.832
(3) 減価償却費	178.875	182.622	196.284	177.556	168.153	158.598	137.937	129.636	105.802	85.221	51.158	49.802	50.096	50.096	47.348	
2. 営業外費用	13.347	13.692	12.452	7.017	5.459	4.131	4.536	4.464	3.708	3.108	2.623	2.136	1.647	1.193	762	
(1) 支払利息	13.180	10.988	8.867	6.869	5.258	3.709	4.276	4.214	3.441	2.868	2.387	1.904	1.422	958	539	
うち資本費平準化債分																
(2) その他	16.7	27.04	3.585	148	201	422	260	250	267	240	236	232	225	235	223	
支出の計 (D)	706.186	713.881	704.987	696.692	716.702	731.996	741.665	733.292	716.802	695.621	671.073	669.230	669.035	668.581	665.402	
経常損益 (C)-(D) (E)	93.517	82.222	47.701	49.480	27.821	12.207	4.370	7.540	22.425	35.144	46.159	46.188	45.124	44.403	45.519	
特別利益 (F)	1.319	6.159		5.006												
特別損失 (G)				15.110												
特別損益 (F)-(G) (H)	1.319	6.159		△ 10.104												
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	94.836	88.381	47.701	39.376	27.821	12.207	4.370	7.540	22.425	35.144	46.159	46.188	45.124	44.403	45.519	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)																
流動資産 (J)	2,914,884	2,974,850	3,096,176	3,248,521	3,140,162	3,152,369	3,156,739	3,164,279	3,186,704	3,221,848	3,268,007	3,314,195	3,359,319	3,403,723	3,449,241	
うち未収金	35,525	39,243	24,048	26,966	23,475	29,851	29,851	29,851	29,851	29,851	29,851	29,851	29,851	29,851	29,851	
流動負債 (K)	283,891	279,344	254,572	309,507	276,413	260,858	244,692	248,797	241,955	242,093	242,238	221,027	203,576	196,140	196,140	
うち建設改良費分	113,835	122,255	99,211	122,109	119,366	95,468	79,302	83,407	76,565	76,703	76,848	55,637	38,186	30,750	30,750	
うち一時借入金																
うち未払金	42,262	31,650	31,285	65,981	33,031	40,842	40,842	40,842	40,842	40,842	40,842	40,842	40,842	40,842	40,842	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)																
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資金不足の額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	661.751	659.374	617.134	602.192	608.183	603.805	610.062	609.036	608.024	607.027	606.043	605.073	604.117	603.174	602.243	
地方財政法による 資金不足の比率 ((L)/(M)×100)																
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足の額 (N)																
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (O)																
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (P)	666,490	661,751	659,374	617,134	602,192	608,183	603,805	610,062	609,036	608,024	607,027	606,043	605,073	604,117	603,174	
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((N)/(P)×100)																

(単位:千円)

行 番 号	年 度 区 分	平成29年度 (2017年度) (決算)	平成30年度 (2018年度) (決算)	令和元年度 (2019年度) (決算)	令和2年度 (2020年度) (決算)	令和3年度 (2021年度) 当初予算ベース	令和4年度 (2022年度) 当初予算ベース	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
1	1. 企業債		170,900	140,700			246,000									
2	うち資本費平準化債															
3	2. 他会計出資金	55,870	56,918	57,995	49,605	61,055	59,683	47,734	39,651	41,703	38,282	38,351	38,424	27,818	19,093	15,375
4	3. 他会計補助金															
5	4. 他会計負担金															
6	5. 他会計借入金															
7	6. 国(都道府県)補助金	3,744	81,996	66,874												
8	7. 固定資産売却代金															
9	8. 工事負担金															
10	9. その他															
11	計 (A)	59,614	309,814	265,569	49,605	61,055	305,683	47,734	39,651	41,703	38,282	38,351	38,424	27,818	19,093	15,375
12	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
13	純計 (A)-(B) (C)	59,614	309,814	265,569	49,605	61,055	305,683	47,734	39,651	41,703	38,282	38,351	38,424	27,818	19,093	15,375
14	1. 建設改良費	106,621	365,409	238,599	13,706	117,400	256,600	9,967		37,083	8,677	10,000	10,000		15,715	
15	うち職員給与費															
16	2. 企業債償還金	111,739	113,836	115,990	99,211	122,109	119,366	95,469	79,303	83,407	76,565	76,703	76,848	55,637	38,186	30,750
17	うち資本費平準化債償還金															
18	3. 他会計長期借入返還金															
19	4. 他会計への支出金															
20	5. その他															
21	計 (D)	218,360	479,245	354,589	112,917	239,509	375,966	105,436	79,303	120,490	85,242	86,703	86,848	55,637	53,901	30,750
22	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(C)	158,746	169,431	89,020	63,312	178,454	70,283	57,702	39,652	78,787	46,960	48,352	48,424	27,819	34,808	15,375
23	1. 損益勘定留保資金	94,979	91,497	18,181	12,460	117,399	10,600	9,968		37,084	8,678	10,001	10,000		15,715	
24	2. 利益剰余金処分額															
25	3. 繰越工事資金															
26	4. その他	63,767	77,934	70,839	50,852	61,055	59,683	47,734	39,652	41,703	38,282	38,351	38,424	27,819	19,093	15,375
27	計 (F)	158,746	169,431	89,020	63,312	178,454	70,283	57,702	39,652	78,787	46,960	48,352	48,424	27,819	34,808	15,375
28	補填財源不足額 (E)-(F)															
29	他会計借入金残高(G)															
30	企業債残高(H)	666,521	713,587	738,298	639,087	516,979	643,613	548,145	468,842	385,436	308,872	232,169	155,322	99,686	61,500	30,750

○他会計繰入金

(単位:千円)

行 番 号	年 度 区 分	平成29年度 (2017年度) (決算)	平成30年度 (2018年度) (決算)	令和元年度 (2019年度) (決算)	令和2年度 (2020年度) (決算)	令和3年度 (2021年度) 当初予算ベース	令和4年度 (2022年度) 当初予算ベース	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
31	収益的収支分	89,849	89,932	98,221	89,813	93,710	98,686	99,565	99,534	100,768	100,481	102,241	101,999	101,758	101,526	101,317
32	うち基準内繰入金	89,849	89,932	98,221	88,615	93,710	98,686	99,565	99,534	100,768	100,481	102,241	101,999	101,758	101,526	101,317
33	うち基準外繰入金				1,198											
34	資本的収支分	55,870	56,918	57,995	49,605	61,055	59,683	47,734	39,651	41,703	38,282	38,351	38,424	27,818	19,093	15,375
35	うち基準内繰入金	55,870	56,918	57,995	49,605	61,055	59,683	47,734	39,651	41,703	38,282	38,351	38,424	27,818	19,093	15,375
36	うち基準外繰入金															
37	計	145,719	146,850	156,216	139,418	154,765	158,369	147,299	139,185	142,471	138,763	140,592	140,423	129,576	120,619	116,692



岡山市卸売市場ロゴマーク
「おかいちちゃん」

岡山市卸売市場経営戦略

令和4年3月

岡山市市場事業部

〒702-8052

岡山県岡山市南区市場一丁目1番地

電話:086-265-8001 FAX:086-262-4604